

平成六年十一月二十八日付け広島県報（定期）第九十二号に登載の広島県告示第千六十二号（道路の区域変更）の一部を次のように訂正する。

土木局土木整備部道路河川管理課長

		ページ	
		段	
		行	
		二	
		下	
備考の欄	敷地の幅 員欄の幅 三から四 及び延長 の欄の二	敷地の幅 員欄の幅 一から二 及び延長 の欄の二	区間の欄 の二
拡張	敷地の幅 員欄の幅 四〇・〇 〇〇・七九 ・八〇	敷地の幅 員欄の幅 四〇・〇 〇〇・七九 ・八〇	安芸郡海田町曙町七九 四番二
	延長 四七六・	延長 四七六・	（安芸郡海田町曙町七 九四番三地先から安芸 郡海田町昭和中町七四 八番九地先までを含 む。）
拡張 ダブルウェイ	敷地の幅 員欄の幅 四〇・〇 〇〇・七九 ・八〇	敷地の幅 員欄の幅 一八・〇 〇〇・七九 ・八〇	安芸郡海田町曙町七九 八〇番一
	延長 四七六・	延長 二三四七 ・〇〇	安芸郡海田町曙町七九 四番三地先から 安芸郡海田町曾田五四 八〇番二まで 安芸郡海田町曙町七九 四番三地先から 安芸郡海田町昭和中町七 四八番九地先まで
	〇〇・七九 一六・〇 〇〇・三六 ・〇〇	一八・七 〇〇・〇〇 ・〇〇	
	三二五・		